無料職業紹介所業務運営に関する規程

一般社団法人名古屋市医師会 医療従事者関係無料職業紹介所

本所は公共に奉仕する目的の下に、医師の職業紹介(通称:名古屋市医師会ドクターバンク)事業、及び医療従事者(看護師、准看護師、看護師見習、医療事務員)の職業紹介事業を、手数料等一切無料で次の要領により行うものである。

第1 求 人

- 1 本所は、名古屋市及びその近郊地域の医師、看護師、准看護師、看護師見習、医療事務員に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
- ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働 条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
- 2 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申し込み 下さい。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面、ファックス又は電子メールの交付により明示して下さい。
- 4 受理した求人票につきましては、当所の紹介により充足した場合、取り消しの申し出があった場合及び受理した月を含め3ヶ月を経過し更新の申し出のない場合は無効といたします。

第2 求 職

- 1 本所は、名古屋市及びその近郊地域の医師、看護師、准看護師、看護師見習、医療事務員に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。
 - ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

ただし、医師の求人については3ヶ月を1年といたします。

- 2 求職の申し込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。
- 3 受理した求職票につきましては、本所の紹介により就職した場合、求職取り消しの申し出があった場合、及び受理した月を含め3ヶ月を経過し更新の申し出のない場合は無効といたします。 ただし、医師の求職については3ヶ月を1年といたします

第3 紹 介

1 求職者の方には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者の方には紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間 その他の雇用条件を、あらかじめ書面又は希望される場合には電子メールの交付により明示します。
- 4 求職者の方を紹介する場合には、紹介状を発行しますので、紹介された方はその紹介状を持参して求人者に赴き、求人者の方は面接に際して、この紹介状を確認してください。
- 5 求人、求職の申し込みを受付けたものは、誠意を以って紹介の労をとります。
- 6 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている求人者には、紹介を一時中止いたします。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関と連携を図りつつ、当該業務に係る求職者等からの苦情があった場合は、 迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対してその報告をして下さい。又、 紹介されたにもかかわらず雇用関係が成立しなかったときにも同様報告して下さい。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は無料職業紹介所個人情報適正管理規程に 基づき適正に取り扱います。
- 4 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由 として差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、名古屋市及びその近郊地域の医師、看護師、准看護師、看護師見習、 医療事務員です。
- 6 本所の業務運営の運営に関する規定は以上のとおりでありますが、すべて本所の業務は職業安定 法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員にお尋ねください。
- 7 この規程の施行に関して必要な事項は別に定めます。

平成 30 年 7 月 1 日

一般社団法人 名古屋市医師会 会 長 服 部 達 哉